

大阪府北部を震源とする地震における消防体制に関する
検 証 結 果 報 告 書

平成 30 年 11 月

大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会

目 次

1	はじめに	P 1
2	大阪府北部地震に係る府内各消防本部の災害対応について	P 2
	(1) 災害発生状況及び消防活動状況の概要	
	(2) 被災地域を管轄する消防本部のうち、高槻市消防本部・茨木市消防本部・枚方寝屋川消防組合消防本部・摂津市消防本部の対応状況等	
3	検証部会での議論	P 8
	(1) 大阪府内における現行の広域消防相互応援での対応について	
	(2) 代表消防機関が機能不全に陥った場合などの対応について	
4	検証を踏まえた今後の課題	P 9
	(1) 情報共有体制について	
	(2) 府内応援の体制について	
	(3) 広域受援等の体制について	
5	まとめ (提言)	P 11
6	大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 設置要綱	P 12
7	大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 委員名簿	P 14
8	大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 開催経過	P 15
9	資料編 (資料 1～8)	P 16

1 はじめに

我が国は既に人口減少社会に突入し、今後高齢化のさらなる進展等により行政コストの増大が容易に予測される中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、限られた行政資源を有効に活用することが必要である。

消防行政も例外ではなく、住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービスであることを鑑みれば、人的、財政的な制約が厳しくなっても、必要な消防力の維持、確保は不可欠なものであることから、人員、車両、資器材等限られた消防の資源を最大限に有効活用する様々な取り組みが求められる。

消防が対応すべき災害は、火災、交通事故、水難事故のほか、自然災害やテロ災害などの特殊な災害まで多種多様であり、いつ起こるかわからない災害に迅速かつ適切に対応できるよう常に備えておく必要がある。また、今後も人口減少や少子高齢化などにより大きく変化するとともに、ますます増大することが予想される消防に対する住民ニーズに的確に 대응していかなければならない。

そのような状況の中、最近の地震や台風、豪雨など大規模な自然災害が多数発生し、近い将来、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧される中、広域的な大災害の発生時にも十分に機能し得る消防体制の構築が重要である。

平成 30 年 6 月 18 日、大阪府内で観測史上初めて震度 6 弱を記録した大阪府北部を震源とする地震が発生し、各地に大きな被害をもたらした。その記憶が冷めやらぬうちに、地震発生時の各消防機関の活動状況を検証し、大規模災害時における現行の消防体制の課題を抽出し、その課題解決に向けた方策等について検討した。

本報告書は、巨大地震など大規模災害時における大阪府の今後の消防体制のあり方を考えることを目的として、平成 30 年 8 月に設置した「大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会」において、計 3 回にわたり実施した検証結果を取りまとめたものである。

2 大阪府北部地震に係る府内各消防本部の災害対応について

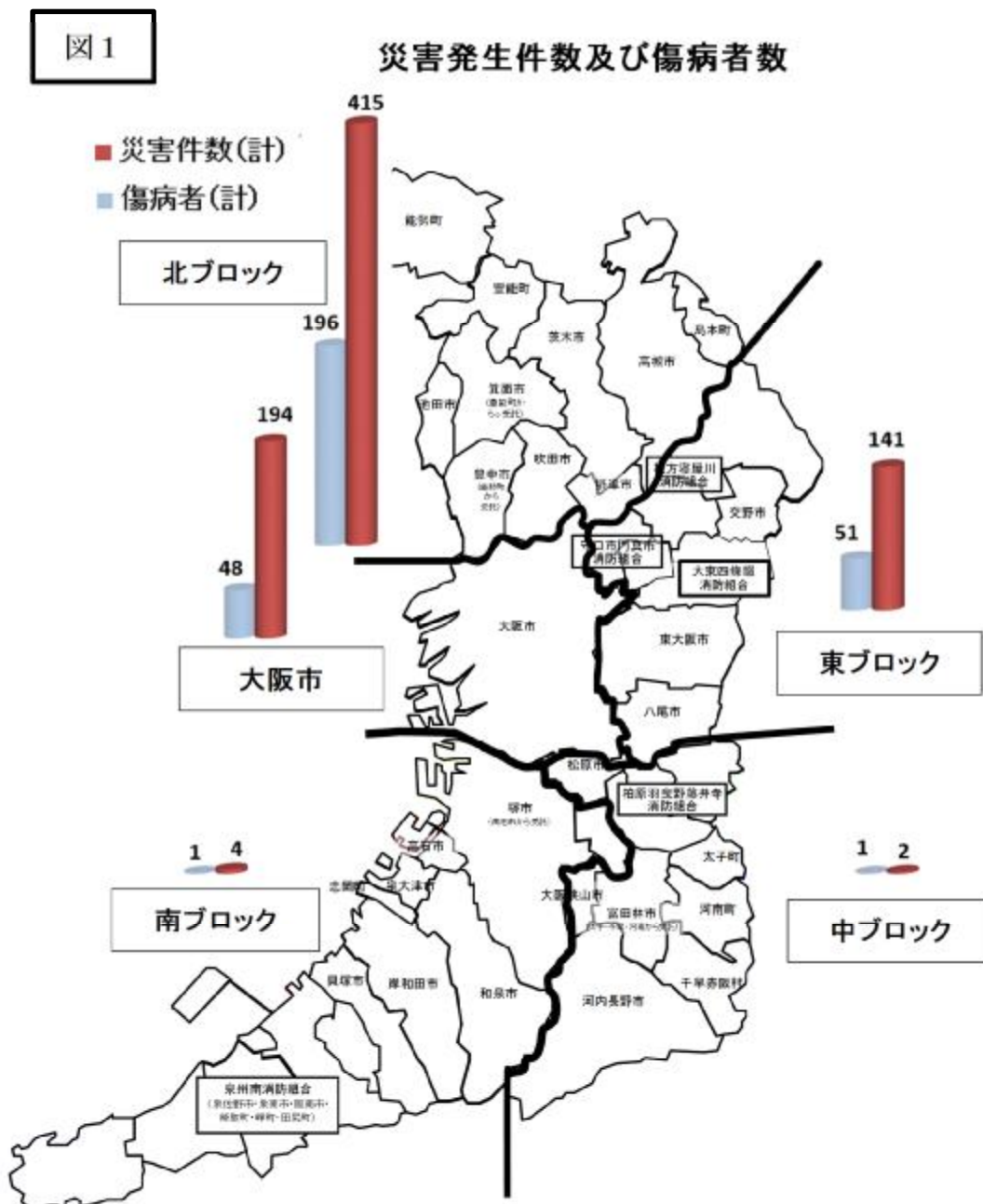
(1) 災害発生状況及び消防活動状況の概要

ア 災害発生件数及び傷病者数（資料1参照）

地震発生日（6月18日）の大阪府北部地震による大阪府全体の火災、救助、救急などの災害発生件数は、756件、傷病者数は、297人であり、ブロックごとの内訳については、図1のとおりである。

今回の地震での災害発生の特徴としては、震源地に近い大阪府北部地域に集中して災害が発生した一方で、南部地域にはほとんど発生せず、災害発生の地域差が顕著に見られた。

※災害発生件数及び傷病者数については、地震発生日（6月18日）に119番通報があり、対応したもののみを計上しており、最終的な被害状況とは異なる。



イ 地震発生日（6月18日）の119番入電状況（資料2参照）

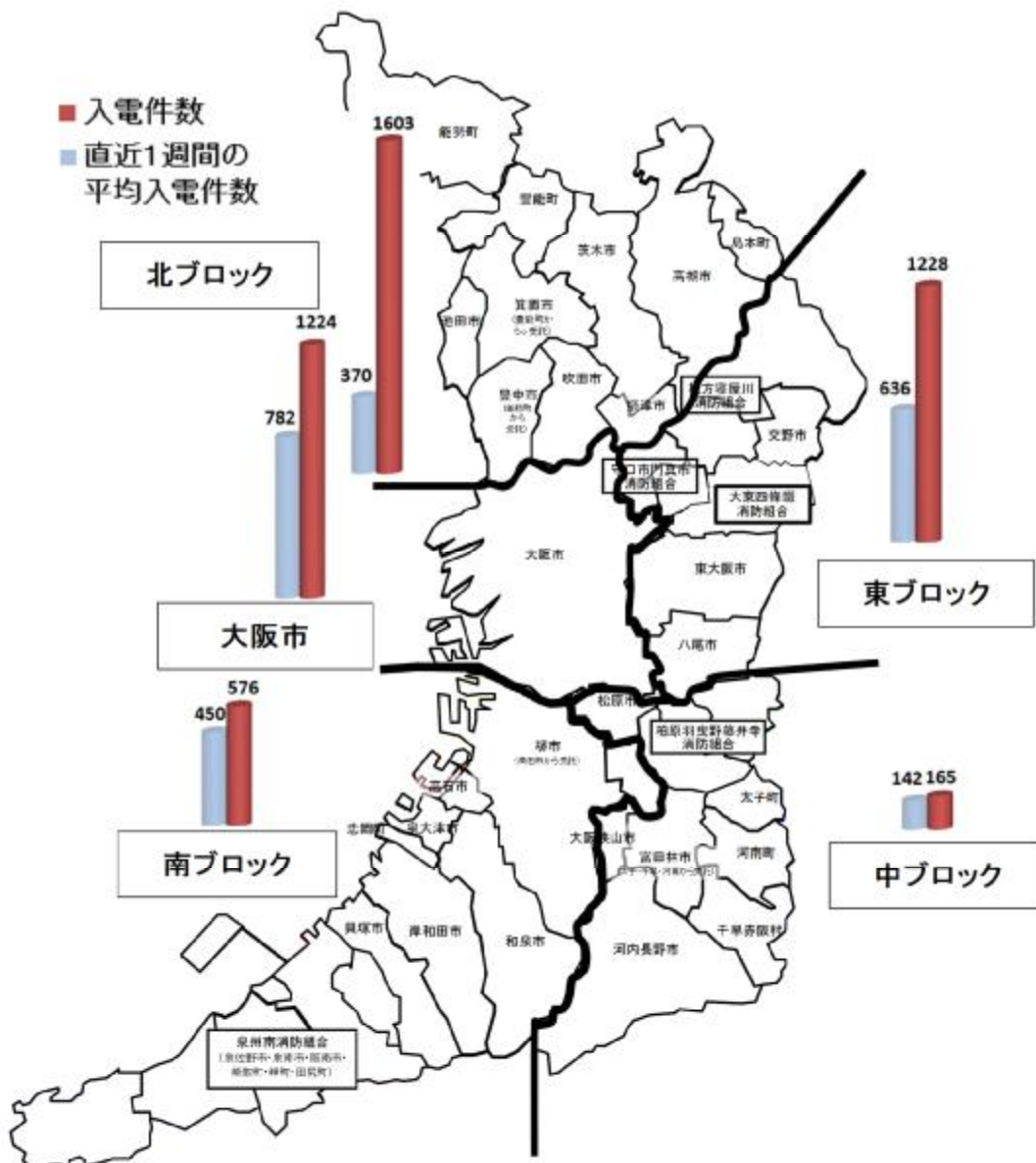
地震発生日（6月18日）の119番入電件数は、大阪府全体で4,796件（※直近1週間の平均は2,380件）となり、ブロックごとの内訳は、図2のとおりであった。全てのブロックで入電件数は増加しているが、北ブロックでは直近1週間の平均件数の4倍以上の増加となり、次いで東ブロックで約2倍、大阪市ブロックで約1.5倍、中ブロックで約1.1倍、南ブロックで約1.3倍となっており、北ブロックでの入電件数の増加が顕著となっている。

また、入電件数のうちの災害件数の割合（119番通報を受けて、そのうち出動となった割合）は、地震発生日、北ブロックでは46%であり、直前1週間の67%よりも割合が低くなっている。これは、119番通報の入電はあったが、緊急度・重症度を識別するいわゆる「コールトリアージ」を行い、自己受診を促すなどにより、消防が出動しなかった事案が発生したことを表しているものと考えられる。

※直近1週間とは、地震発生日直近の手前1週間（6月11日～17日）

図2

地震発生日(6月18日)の119番入電状況



ウ 消防活動が困難であった事案（資料3参照）

（ア）現場到着に時間を要した事案

通報内容によるコールトリアージを実施したため出動までに時間を要したものと、地震の影響による踏切遮断や渋滞を迂回したため、出動から現場到着までに時間を要した。

（イ）傷病者の搬送先選定が困難であった事案

病院への連絡に使用する電話全てが、災害時優先電話に登録されているものではなく、一般回線の使用により搬送先選定に時間を要した。

（ウ）その他、消防活動が困難であった事案

エレベーター閉じ込め事案に対し、業者しか対応できない事案も多く、また、エレベーターの停止による高層階の傷病者搬送が階段を使用しての対応になったことや、ガス業者が渋滞により到着が遅れたため、ガス漏れに対応できなかったことなど、消防活動に時間を要した。

エ 地震が発生した6月18日10時現在（発災後、約2時間経過時点）の職員の参集状況について（資料4参照）

地震発災後の約2時間経過時点での職員の参集状況については、17消防本部で、「ほぼ計画通り参集」しており、2消防本部で「概ね80%程度参集」していた。残りの8消防本部にあつては、震度が参集の条件に満たしていないため参集自体がなかったものであり、府内すべての消防本部で参集について問題はなかった。

オ 地震が発生した6月18日中に非常用車両による救急隊の運用など、警防体制強化策について（資料5参照）

警防体制強化策については、多くの消防本部で参集人員や非番員の待機による人員を確保し、非常用車両を運用できる体制を取っていた。また、被害の少ない地域の消防力を被害の多い地域へ移動させる、いわゆる移動配備により、警防力の効率的活用を実施した本部もあった。

カ 消防団の活動及び運用について（資料6参照）

消防団の運用については、12消防本部で活動があり、主な活動内容としては、「被害調査などのパトロール」「瓦礫等の除去」「ブルーシート張り」「可搬式ポンプの準備」などであった。他の消防本部では、被害がなかった、もしくは被害があっても消防職員のみで迅速に警防体制を確立できたため、消防団の活動はなかった。

キ 広域消防相互応援の要請について（資料7参照）

大阪府内の広域消防相互応援について、応援の要請はすべての消防本部で実施されず、応援の要請を検討した消防本部は5消防本部であった。検討したが要請しなかった主な理由は、被害状況がわかってくると自市で対応可能と判断した、もしくは他市にも被害があるため応援要請については配慮したというものがあつた。

他の消防本部にあつては、災害が発生しなかったことや、自市で対応が可能であったことから広域消防相互応援についての検討はしなかった。

なお、広域消防相互応援はなかったものの、被害状況などを把握するため、代表消防機関から被害が大きな地域を管轄する消防本部に情報収集連絡員を派遣した。

ク 今回の地震への対応にあたり、反省点や見えた課題など（資料8参照）

今回の地震への対応についての反省点、課題については、エレベーター内での閉じ込め事案への対応に苦慮したという事案が多く、今後対応について検討していく必要があるといった消防本部が多くあった。また、傷病者を搬送するための医療機関への連絡方法、災害に対する他機関との情報収集や情報共有などの手段についても、検討が必要であるといった意見がある。その他の意見としては、職員や職員の家族の安否確認への対応や、参集者登庁順の資格状況（隊長・機関・救命士等）により、増強車両の配置作成に時間を要したなどの意見があった。

(2) 被災地域を管轄する消防本部のうち、高槻市消防本部・茨木市消防本部・枚方寝屋川消防組合消防本部・摂津市消防本部の対応状況等

ア 被災地域の被害状況等

本地震の震央は、高槻市の南部で、茨木市、摂津市との境界付近であり、被災地消防本部の震度は震度5強から震度6弱となっている。消防本部庁舎は一部クラック等の被害はあったが、活動に支障を及ぼすような被害は報告されなかった。

地震に起因する火災は発生せず、救助出動のうち最も多かったのはエレベーターの閉じ込め事案で、その他、ガス漏洩や危険排除等の警戒事案が多く発生した。

救急出動では、屋内で転倒、または倒れてきた家具などでの負傷が多く、70才以上の女性に多く発生した。

主要な道路での通行障害となるような家屋の倒壊や、道路の損壊はなく、現場到着遅延につながる要因はなかったとする消防本部がある一方、現場出動での課題として、地震発生により踏切がすべて遮断されていたため、迂回が必要になり、それに伴い現場到着にかなりの時間を要した消防本部もあった。

ライフラインの被害は、広範囲で水道断水及びガスの供給停止があった。

イ 消防本部の対応状況

地震発生直後の8時ごろから11時30分くらいまでは119番通報は鳴りっぱなしで、その多くが救急要請であった。全てに出動対応するのではなく、内容により、即救急対応、後回しで対応、傷病者本人で受診を促す、という3段階のコールトリアージを行い対応した消防本部があった。コールトリアージによるトラブルについては、現状の説明を徹底しておこなったこともあり、通報時も事後にもクレームの発生はなかった。

覚知から出動までの時間については、コールトリアージを実施したため、通常時に比べて若干の時間の延長があった。また、多数の救急隊が出動したことで、近くの救急隊が出払い、遠方の救急隊が出動することとなり、現場到着に時間を要した事案もあった。

傷病者の搬送先選定については、平素から管内の救急医療機関への搬送体制

が構築されており、問題はなかったとする消防本部がある一方、地震直後は救急医療機関への連絡が取れず、職員を救急医療機関に派遣し、情報収集したという消防本部もあった。救急医療機関に連絡がとれないまま搬送したという事案もあったが、医療機関の機能も維持されており、すべての消防本部で大きな問題は発生しなかった。

職員の参集状況については、各消防本部の規定に従い、すべての消防本部で問題なく参集が完了しており、警防体制の強化についても、良好な参集状況に伴い、早期に非常用車両の運用や乗り換え運用の単独運用への切り替えでの警防体制の増強を実施できたことで、直後に発生した救助事案、警戒事案に対応することができた。

また、消防団についても、自主参集し、管轄内の巡回や警戒活動、情報収集、がれき等の除去活動等を実施した。

府内の広域消防相互応援の要請を実施した消防本部はなかった。発災当初は応援要請を検討したが、時間と共に管内の被害状況が明確になり、予想に反して被害が少なかったため、大阪市消防局から被害状況の確認と府下広域応援の要否や大阪府と京都府の基幹病院から災害派遣医療チーム（DMAT）派遣の要否の問い合わせもあったが、自本部で対応可能と返答した消防本部があった。

ウ 消防本部としての課題

今回の地震への対応にあたり、見えた課題としては、次のものが挙げられた。

(ア) コールトリアージの対応について

誰が 119 番通報の受信をしても均一のコールトリアージが実施できるよう、大規模災害時におけるコールトリアージプロトコルを作成するなど、判断基準を統一しておく必要がある。

(イ) エレベーター閉じ込め事案の対応について

エレベーター閉じ込め事案が多数発生し、救助隊がすべての事案に対応できず、エレベーター保守管理会社の対応も長時間を要したため、大規模地震時における日本エレベーター協会など関係機関との連携強化についての検討が必要である。また、エレベーター解放キーを保有する隊も限定されているため、保有数を増やす必要がある。

(ウ) 情報共有について

関係機関はもとより、消防本部内の署所間等においても、情報の伝達が十分に行えなかった。今回の地震では、緊急消防援助隊として京都府及び兵庫県へのりが上空から情報収集を行い総務省へ提供していたが、今後は被災地域へも提供できるよう、検討する必要がある。

(エ) 医療機関への傷病者搬送連絡について

地震発生直後から、救急医療機関と携帯電話で連絡が取れない時間があり、受け入れ態勢の把握に長時間を要したため、救急医療機関との連絡体制の強化が必要である。また、大規模災害による多数傷病者発生時には、救急医療機関側の受入れについて、通常体制から多数の傷病者を受け入れできるように、受入れ体制を切替えてもらう必要がある。

救急隊から救急医療機関への連絡と同様、各種関係機関への連絡も地震発生直後から数時間にわたり、携帯電話の送受信が不可能な状態が継続し、消防活動に支障をきたしたため、災害時優先電話の増設が必要である。

(オ) 労務管理について

発災後、余震が続き数日間の警戒体制を敷いたこともあり、隊員の休憩時間の取り方など労務管理の必要性を感じた。消防活動や警戒体制が長期に及んだ場合にも業務継続できるよう、人員の配置についても事前に決めておく必要がある。これについては、現在の業務継続計画にはない部分で、初期のマンパワー大量投入から中期の体制、後期の体制への切り替えにより、全職員が休憩休息を取りながら、長期間に渡り効率的に活動が継続できる事前計画を整備する必要があると考える。

また、早い段階で、職員に地震による家族等の被災状況を確認する時間を与え、迷いなく、安心して活動が行える精神状態を確保する必要がある。

3 検証部会での議論

(1) 大阪府内における現行の広域消防相互応援での対応について

現在の府内広域消防相互応援については、隣接市町村間やブロック単位での相互応援のほか、空港や高速道路に関する相互応援など様々なものがある。府内全域における相互応援については、府内全市町村間で「大阪府下広域消防相互応援協定」（昭和63年9月1日施行）（以下「府下応援協定」という。）を締結しており、府下応援協定に基づく応援要請、広域消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項を定めた「府下広域災害応援マニュアル」（以下「府下応援マニュアル」という。）に基づき、府内の消防本部の相互応援により様々な災害に柔軟に対応し、適正な消防活動が可能となる体制が構築されている。

しかし、今回の大阪府北部地震のように局地的に大規模な災害が発生した場合、いくつかの課題も見えたことから、府内応援体制のあり方について、次の議論を行った。

- ・ 現行の府下応援協定の改定の必要性について
- ・ 被災地消防本部が躊躇せず応援要請できる環境整備について
- ・ 被災していない消防本部のプッシュ型の応援体制について
- ・ 被害想定に基づく事前のシミュレーションの実施と実動訓練や図上訓練等の実施について
- ・ 大規模災害発生時の情報共有体制の構築について

(2) 代表消防機関やブロック幹事消防本部が機能不全に陥った場合などの対応について

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震が発生したとしても、代表消防機関である大阪市消防局が完全に機能不全に陥ることは考え難いが、指揮命令系統しか維持できない場合やブロック内の連絡調整を担うブロック幹事の消防本部が機能不全に陥るなど、不測の事態を想定した府内相互応援体制の確保に必要な各消防本部の役割等について、次の議論を行った。

- ・ 代表消防機関やブロック幹事消防本部を他の消防本部がフォローし、府内の応援体制を確保できる仕組みや体制の構築について
- ・ 代表消防機関やブロック幹事消防本部が機能不全に陥った場合の想定や訓練実施の必要性について

4 検証を踏まえた今後の課題

(1) 情報共有体制について

大阪府北部地震においては、震源地に近い大阪府北部では多くの災害が発生したが、大阪府南部ではほとんど発生しなかったなど、災害発生の地域差が大きかった。災害がほとんどなかった地域の消防本部ではすぐに応援できる体制が確保できていた。

被害が比較的大きかった地域においては、他の市町村の災害発生状況などが不明であったため、他地域でも被害があると予測し、応援要請を躊躇したという消防本部もあった。府内の消防力を効果的に活用するためには、府内全域の災害発生や消防活動の状況を迅速に収集し、情報共有できる体制の構築について検討する必要がある。

ただし、災害発生当初、被災地を管轄する消防本部では、災害対応だけでなく、119番通報や住民や関係機関からの問い合わせなどの対応による繁忙が想定されるため、消防本部の負担を最小限とすることを念頭に検討すべきである。

(2) 府内応援の体制について

府下応援協定に基づく応援隊の派遣については、被災地を管轄する消防本部が自本部の消防力のみでは対応困難と判断した場合に、応援要請することをもって、他消防本部から応援隊を派遣することを原則としているが、災害状況等により応援要請することが困難であると認められる場合には、要請を待つことなく応援出動ができることとなっている。

しかし、大阪府北部地震では、前述のとおり他市町村の被害状況等が把握できず、応援出動の要否が判断できなかったため、被害が比較的少ない消防本部からのプッシュ型での応援のあり方などについて検討する必要がある。

また、府下応援協定及びそれに基づく府下応援マニュアルは、自然災害や大規模火災、さらには武力攻撃による災害など、協定の対象となる災害は非常に多岐にわたり、内容が包括的なものとなっているため、災害の種別や被害の状況などを類型化した内容を盛り込むなどの現行規定の必要な改定について検討する必要がある。

(3) 広域受援等の体制について

今回の大阪府北部地震では、震度6弱の規模の地震でありながら、火災事案や緊急を要する救助事案が少なかったことなどにより、府下広域応援はもとより、ブロック応援の要請にも至らなかった。

一方、大阪府に対しては、総務省消防庁から緊急消防援助隊派遣要否の確認の連絡が繰り返し入っていたが、府内の被害状況や消防活動状況など府内全体の状況を把握できず、代表消防機関との連絡調整もできない状況であった。

緊急消防援助隊を受援した場合は、府災害対策本部に消防応援活動調整本部が設置され、応援隊の調整役として代表消防機関から指揮支援隊が派遣されることになっているが、それまでの間の府内相互応援の段階では、明確なルールがない状況である。

また、大阪府の大規模災害時におけるリーダーシップに期待する声もあるため、今後は府内相互応援時においても、府内の被害状況や消防活動状況など府内全体の状況を共有することで、府内相互応援が円滑かつ適切に行えることに加え、被

害拡大など必要に応じた緊急消防援助隊の要請について、時機を失することなく行えるよう、大阪府と代表消防機関の連携体制について検討する必要がある。

5 まとめ（提言）

大阪府内で観測史上初めて震度6弱を記録した大阪府北部を震源とする地震が発生し、各地に被害をもたらした。

今回の地震は大きな震度ではあったものの、比較的被害が大きくなかったことは幸いである。

近い将来、南海トラフ巨大地震等の発生が危惧され、想定被害も甚大であることから、検証部会での議論など今回の地震で得た教訓を生かして、今後の消防体制の強化が図られることを期待し、検証部会として次のとおり提言する。

（1）情報共有体制の確立

広域的な大規模災害発生時において、大阪府内の消防活動が効果的に発揮できるとともに、緊急消防援助隊要請の必要性など時機を失することなく適切な手立てを講じるためには、可能な限り迅速に災害発生状況や各消防本部の活動状況を把握する必要がある。

応援要否の判断などに活用できる情報をいち早く収集し、府内消防本部と大阪府で情報共有できる体制の構築に向けた検討を進めるべきである。具体的には、被災地を管轄する消防本部への情報収集員の派遣などによる能動的な情報収集のあり方、府防災行政無線を利用したテレビ会議システムなど既存のシステムの有効活用などは、早期実現に向けて検討すべきである。また、広域での情報共有には指令台の一元化が有効な手段ではあるが、その構築には時間を要するものであるため、災害時に限り119番通報の入電状況、被害状況、消防隊等の活動状況等が一元的に把握できる新たなシステムの構築などについても検討すべきである。

（2）府内応援体制の充実強化

大阪府においては、長きにわたる府内各消防本部相互の協力関係により、代表消防機関である大阪市消防局を中心とした相互応援体制が構築されている。しかし、今回の大阪府北部地震の検証結果を踏まえた対応策や南海トラフ巨大地震などで、代表消防機関やブロック幹事消防本部が機能不全を起こした場合の各消防本部の役割の明確化など、様々なケースを想定した相互応援体制を構築しておくことが必要である。

現行の府下応援協定や府下広域災害応援マニュアルについて、現在の相互応援体制を継続しつつ、災害の種別ごとに類型化した内容やプッシュ型での応援出動のあり方などについて、府下広域災害応援マニュアル運用連絡会議で検討し、必要に応じて府下広域災害応援マニュアルを改定するなど、さらなる体制強化に向けた検討を進めるべきである。

さらに、災害種別や被害状況など様々なパターンを想定したシミュレーションを行い、事前の備えとしての実動訓練や図上訓練を実施しておくべきである。

（3）広域受援等の体制構築

府内相互応援のみならず、緊急消防援助隊の受援など時機を失することなく、迅速かつ適切に災害対応を行うためには、大阪府と府内消防本部の連携が必要不可欠である。そのため、府下応援協定に基づく応援に係る大阪府の役割や代表消防機関の大阪府災害対策本部での位置付けを明確にするなど、大阪府と府内消防本部の連携強化策について検討すべきである。

6 大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 設置要綱

(設置目的)

第一条 「大阪府消防広域化推進審議会規則（平成二十四年大阪府規則第二百二十九号。以下「規則」という。）第八条の規定に基づき、平成30年6月18日の大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）発生時の消防体制を検証し、消防力強化のための消防体制のあり方を議論する上での基礎資料の作成を目的として、大阪府消防広域化推進審議会（以下「審議会」という。）に「大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職 務)

第二条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 大阪府北部地震発生時における災害発生状況や消防機関の対応状況等、実態の把握
- 二 大規模災害発生時における消防活動に関する課題の抽出
- 三 抽出した課題から見える、消防力強化のための消防体制のあり方に関する意見集約

(組 織)

第三条 部会は、審議会に属する委員のうち、審議会の会長が指名する委員七名以内で組織する。ただし、委員が推薦する者を以て、その職務を代理させることができる。

- 2 部会に、部会長、副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総括するとともに、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長が指名する。
- 6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会 議)

第四条 部会は、部会長が招集し、主宰する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報 酬)

第五条 委員の報酬の額は、附属機関委員等の報酬の額に基づき支払うものとする。

(費用弁償)

第六条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第七条 部会の庶務は、危機管理室消防保安課において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 8 月 10 日から施行する。

7 大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 委員名簿

(平成30年8月27日現在)

氏 名	役 職 等
室 崎 益 輝	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科長
城 戸 秀 行	大阪市消防局長 (大阪府下消防長会会長)
松 本 文 雄	堺市消防局長 (大阪府下消防長会副会長)
梶 田 忠 彦	池田市消防本部消防長 (北ブロック消防本部代表)
樋 口 峰 夫	東大阪市消防局長 (東ブロック消防本部代表)
片 山 雅 義	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防長 (中ブロック消防本部代表)
森 野 博 志	忠岡町消防本部消防長 (南ブロック消防本部代表)

8 大阪府北部を震源とする地震における消防体制検証部会 開催経過

◇第1回検証部会

平成30年8月27日(月)15時00分～

大阪府庁 新別館北館1階 災害対策本部会議室

(議題)

- ・大阪府内の広域消防相互応援の現状について
- ・大阪府北部を震源とする地震(以下「大阪府北部地震」という。)発生時における災害発生状況及び消防活動状況について
- ・大阪府北部地震の被災地域を管轄する消防本部からの状況報告、意見聴取について

◇第2回検証部会

平成30年10月3日(水)10時00分～

大阪府庁 新別館北館1階 災害対策本部会議室

(議題)

- ・大規模地震が発生した場合の府内消防本部の対応等について

◇第3回検証部会

平成30年11月20日(火)10時00分～

大阪府庁 本館5階 議会会議室1

(議題)

- ・大阪府北部を震源とする地震における消防体制に関する検証結果報告書(案)について

9 資料編

資料1

大阪府北部地震による災害発生件数及び活動時間(覚知～現場到着等) 地震発生日 6月18日の事案

ブロック		北								北ブロック計	東						東ブロック計
(件) 災害発生	災害件数(計)	101	94	66	9	24	100	20	1	415	5	96	20	1	14	5	141
	火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	救助	30	30	28	2	6	15	6	0	117	0	14	5	1	2	2	24
	救急	41	42	28	5	5	69	7	1	198	2	31	7	0	10	2	52
	その他	30	22	10	2	13	16	7	0	100	3	51	8	0	2	1	65
(人) 傷病者	傷病者(計)	35	42	37	6	5	64	6	1	196	1	31	7	0	10	2	51
	軽症	22	18	27	5	3	62	2	0	139	1	25	7	0	9	0	42
	中等症	12	20	8	1	2	0	4	1	48	0	6	0	0	1	2	9
	重症	1	4	1	0	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
	死亡	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
(分) 活動時間(平均)	覚知～出場	6	4	4	4	5	1	6	60		1	3	1	1	2	3	
	出場～現着	6	7	8	5	4	11	10	7		6	7	5	5	6	3	
	覚知～現着	12	11	12	9	9	12	16	67		7	10	6	6	8	6	
(最長)	覚知～現着	74	94	34	13	22	38	80	67		10	28	17	6	14	9	

ブロック		大阪市計	中					中ブロック計	南						南ブロック計	大阪府計	
(件) 災害発生	災害件数(計)	194	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	4	756
	火災	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	救助	74	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	218
	救急	46	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	298
	その他	72	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	238
(人) 傷病者	傷病者(計)	48	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	297
	軽症	39	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	221
	中等症	8	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	66
	重症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	死亡	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
(分) 活動時間(平均)	覚知～出場	1					2		1	2							
	出場～現着	7					4		4	6							
	覚知～現着	8					6		5	8							
(最長)	覚知～現着	40					8		6	8							

資料2

大阪府北部地震による災害発生件数及び活動時間(覚知～現場到着等) 地震発生日 6月18日の事案

ブロック		北								北ブロック計	東						東ブロック計
(6月18日) 地震発生日	入電件数	334	299	382	23	70	414	77	4	1603	177	381	488	95	57	30	1228
	火災件数	0	2	2	0	0	4	1	0	9	1	1	0	1	0	0	3
	救助件数	31	34	28	2	6	21	6	0	128	1	9	5	4	3	2	24
	救急件数	103	109	98	17	16	87	23	4	457	89	133	54	51	30	15	372
	その他件数	39	28	20	2	21	24	8	0	142	11	63	7	4	5	6	96
	災害件数計	173	173	148	21	43	136	38	4	736	102	206	66	60	38	23	495
災害/入電	52%	58%	39%	91%	61%	33%	49%	100%	46%	58%	54%	14%	63%	67%	77%	40%	
直前1週間 (平均)	入電件数	94	62	77	20	23	76	15	4	370	123	142	248	73	39	11	636
	火災件数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2
	救助件数	1	1	1	1	0	0	0	0	3	1	1	0	0	0	0	2
	救急件数	53	39	54	13	17	34	12	3	225	75	86	43	41	26	8	280
	その他件数	4	5	3	2	3	1	1	1	20	3	7	1	2	1	2	15
	災害件数計	58	45	58	16	20	35	13	4	249	79	94	44	43	27	11	299
災害/入電	62%	73%	75%	79%	88%	47%	82%	100%	67%	64%	66%	18%	59%	68%	100%	47%	

ブロック		大阪市計	中					中ブロック計	南						南ブロック計	大阪府計	
(6月18日) 地震発生日	入電件数	1224	70	23	22	39	11	165	287	78	55	30	102	18	6	576	576
	火災件数	4	1	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	救助件数	93	2	2	0	0	1	5	5	1	0	1	1	1	0	9	9
	救急件数	746	36	18	14	29	9	106	171	43	33	11	54	11	5	328	328
	その他件数	123	6	2	0	4	1	13	3	8	1	1	1	2	0	16	16
	災害件数計	966	45	22	15	33	11	126	180	52	34	13	56	14	5	354	354
災害/入電	79%	64%	96%	68%	85%	100%	76%	63%	67%	62%	43%	55%	78%	83%	61%	61%	
直前1週間 (平均)	入電件数	782	51	29	21	30	11	142	236	56	40	18	78	17	5	450	450
	火災件数	2	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
	救助件数	8	0	0	1	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	3	3
	救急件数	608	32	19	12	19	7	89	141	31	25	9	42	13	2	263	263
	その他件数	15	3	1	2	2	2	10	3	1	0	0	1	1	0	6	6
	災害件数計	633	35	20	16	21	9	102	147	32	25	9	44	14	2	274	274
災害/入電	81%	70%	71%	73%	71%	80%	72%	62%	58%	63%	52%	56%	82%	53%	61%	61%	

資料3

ア 現場到着に時間を要した事案

ブロック	回答
北	・エレベーター閉じ込め事案が同時多発的に多数発生したため、通報内容から人命危険が予想される事案を優先に対応したため、119番通報から出動まで時間を要する現場が発生した。
北	・市内沿線に係る踏切りの遮断が継続されており、現場まで迂回することにより到着時間を要した。 ・エレベーター内閉じ込め事案。同内容の事案が多数あり、通報内容から緊急度の順位をつけ車両を出動させたため。
北	・短時間に集中した119番が入電し、事故概要を把握後に災害対応順位を決定したため、覚知から出動までの時間を要した。
北	・地震の影響による踏切の遮断及び迂回ルート交通渋滞のため、現場到着までに時間を要した。 ・その他においても通報段階でトリアージしたため、覚知から出動までに時間を要した事案も多くあった。
東	・震災の影響で踏切が通行できず、車両渋滞がひどかったため、現場到着に時間を要した。(13分)
大阪市	・電車の運行停止により踏切が閉じたままとなり、交通停滞が長時間続いた。踏切閉鎖の情報を直ちに全署所へ伝達し、各隊は迂回経路での走行や駅員に連絡し手動で開放してもらうなどして対応した。(市内で3件)

イ 傷病者の搬送先選定が困難であった事案

ブロック	回答
北	・搬送先選定について困難であった事案は特段なし。 ※ただし、病院手配中に通話が遮断される、あるいは病院側の受け入れ不能な状態がともに一時的に発生した。通話不能時は災害優先電話使用等による病院手配を実施した。
北	・救急隊及び指令室から病院連絡時に、一定時間、電話が不通となった。(携帯電話、一般加入電話)
北	・運用救急隊4隊の内、災害優先電話は1隊のみであるため、病院受入確認が困難であった。
東	・救急事案発生場所から直近順に対応可能病院へ何度も電話連絡を行ったが、どの病院も電話がなかなか繋がらなかった。 ・電話回線状況が混乱。救急車内からの携帯電話での交渉は困難と判断し傷病者のかかりつけのクリニックに赴き直接交渉した。 ・車載携帯電話、隊員個人の携帯電話で各病院合計20回以上電話を掛けるも繋がらない事案があった。他事案も、「電話繋がらず」が多数あり。
中	・医療機関への電話(加入、携帯)が繋がりにくかった。
南	・地震発生直後、電話回線が不通となり救急活動において搬送先選定でホットラインが繋がらなかった事案が1件発生した。
南	・通信制限により、救急隊の携帯電話での通話が行えないことで、医療機関への受け入れ連絡が普段通り行えなかった事案が2隊で各1事案ずつ発生した。1の事案では救急隊が直近の医療機関へ向かい直接交渉、もう一方の事案では事情説明の上で傷病者宅の固定電話を使用してもらい医療機関へ連絡したことで、大きな時間的な超過無く対応出来ている。なお、後の確認で、全救急隊のうち当該2隊の携帯電話のみが、災害時優先電話に設定されていないことが判明した。

ウ その他、消防活動が困難であった事案

ブロック	回答
北	<ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター閉じ込め事案が多数発生したが、エレベーター開放キーを保有していない隊は、現場に到着してもエレベーターのカゴからの救出は行わず、要救助者の状態をカゴの外から観察を行い、緊急性の有無を判断し、緊急性が無ければ呼び掛けのみを行い、エレベーター業者の到着を待つという活動を実施した。関係者にエレベーター業者到着まで救出作業を行わないという説明を納得してもらうことが、多少困難であった。 ・ 新型エレベーターでの閉じ込め事案は、保有する従来のエレベーター開放キーでは対応出来なかった。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの閉じ込め事案が多数発生したが、エレベーター業者が到着しないと開放できないため時間を要した。 ・輻輳する119番通報に対して全事案に出場することが困難であったため、コールトリアージを実施した。 ・寺院の門の倒壊による要救助者の有無について、情報が錯綜した。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、車両及び保有資機材不足のため、待機を余儀なくされた事案が多くありました。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・出場した事案は、警報器感知とエレベーター内閉じ込めのみであったため、活動が困難な事案は特にありませんでした。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターかご内閉じ込めに係る救出事案 通常30分程度でエレベーター業者は現場臨場するが、大阪府内において多数のエレベーター閉じ込め等の事案が発生し、業者の到着が遅延したため、救出完了までに時間を要した。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・消防保有のエレベーターキーが既に発生した他事案で持ち出されていた。また、エレベーター管理会社がいつ到着するかわからないため、キーを取りに向かう必要があった。同様の事案複数あり。 ・建物職員がエレベーター扉の鍵がわからなかった。 ・ガスが地震で自動的に遮断される事を知らずに、ガスが使えない事を消防に通報してきたもの。同様の事案複数あり。 ・空気弁の蓋から水が溢れ出していた為、排水及び閉栓を試みたが、上下水道局から、「今後は消火栓以外の対応はしないでほしい」との申し入れがあった。消防側は通報があれば現場対応で出動しなければならない。
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス漏れ事案が多数発生していたため、大阪ガスの現場到着が大幅に遅れ、長時間現地で大阪ガス職員の到着を待つことになった。警戒の任務のために他災害に転進できない状況が長時間続いた。 ・エレベーター閉じ込め事案が多発したが、エレベーター管理会社と連絡がしばらく取れず、また、取れたとしても管理会社の作業員が別件対応中のために派遣不可能であったなど救出に時間を要する状況があった。 ・救急事案で高層階において発生した事案について、エレベーターが地震により緊急停止しており、資器材の搬送や傷病者の地上までの搬出が救急隊員3名ではかなり困難な状況であった。

資料4

地震が発生した6月18日10時現在(発災後、約2時間経過時点)の職員の参集状況について

ア	ほぼ計画通り参集していた。	17 消防本部
イ	概ね80%程度参集していた。	2 消防本部
ウ	概ね半数程度参集していた。	0 消防本部
エ	概ね30%程度参集していた。	0 消防本部
オ	その他	8 消防本部(参集なし 8消防本部)

資料5

地震が発生した6月18日中に非常用車両による救急隊の運用など、警防体制強化策

ブロック	回答
北	<ul style="list-style-type: none"> 非常用救急車4台中、豊中市内の3台を参集職員等で運用した。 地震当時は非常用救急車で14件救急出場し、うち、地震に関する事案は5件であった。
北	<ul style="list-style-type: none"> 市内の被害状況の確認のためパトロール隊を増隊した。
北	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生に伴う震度5強から、本市非常召集体制(3号配備体制)により全職員自動参集となる。これに伴い、各所属の非常用車両(非ポンプ車、非タンク車、非救急車等)の運用はもちろん、消防本部においては警防本部が、各所属には各中隊本部が自動設置され、迅速な災害対応を実施することができた。
北	<ul style="list-style-type: none"> 職員の非常招集(一部を除く全職員)を実施し、当該職員らにより通常運用車両以外に消火隊・救急隊・情報収集隊(バイク等)の編成及び運用を行った。
北	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生直後から、消防指揮本部を直ちに立上げ、日勤者を配置し情報収集及び活動方針の決定を行った。 地震発生直後から、通常の8台に非常用救急車2台を増強し10台を運用した。 地震発生直後から、バイクで市内の被災状況(特に火災、家屋倒壊、道路・橋脚の損壊)を調査し情報収集を行った。 召集した職員により、通常、指揮隊1隊、消防隊6隊を、指揮隊1隊を増強し2隊に、消防隊8隊を増強し14隊に増強した。 水道管が破裂し断水する可能性があるとの情報があり、消火栓が使用できなくなることを考慮し、河川等へ可搬式ポンプ(常備10機、非常備35機)を配置する準備を行った。
北	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画等に基づき、実動配備及び資機材増強を実施した。
北	<ul style="list-style-type: none"> 本市では通常時、救急隊、消防隊をひとつの隊が兼任していますが、地震発生後は職員の参集状況に応じ、随時専任隊を増やしていき、全ての車両を単独で運用できる体制をとりました。
東	<ul style="list-style-type: none"> 警備体制の強化として、非常用車両等10台(消火隊8隊、救急隊2隊)を増隊し運用。 人員としては、延べ225名の増員を実施。(勤務交代あり)
東	<ul style="list-style-type: none"> 発災時間が17日当務員の終業前であったため、日勤及び18日の当務員も含めて対応可能な人員が確保できたため、予備車(消防ポンプ自動車及び救急車)運用体制をとり、警防体制の強化を図った。
東	<ul style="list-style-type: none"> 非常警備を発令し、消防局警防本部、西消防署隊本部、中消防署隊本部及び東消防署隊本部を設置。 非常用車両等を使用して計19隊の特設隊を運用した。
東	<ul style="list-style-type: none"> 非番者・休業者・日勤者を含めた全職員による警戒体制をとった。
東	<ul style="list-style-type: none"> 特設小隊として、消防小隊1隊、救急隊2隊の増隊を行ったが、現場には出場していない。
東	<ul style="list-style-type: none"> 非常用救急車6台、非常用ミニタンク車又はポンプ車6台、可搬ポンプ積載車(救助隊が運用)3台を増強運用しています。また、普段兼務設定している梯子車、化学車、水槽車、遠距離大量送水車についても、それぞれに参集者を配置し増強を行いました。併せて、査察車や広報車等にも人員を配置しています。
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> 非常用車両を参集者で運用し強化した。 (消防車:常備車両 137台 非常備車両 33台(増強) 計 170台) (救急車:常備車両 63台 非常備車両 14台(増強) 計 77台) 市内で比較的被害の少なかった南方面の消火隊を北方面の3署(西淀川消防署、淀川消防署、東淀川消防署)に移動配備した。 (各署消火隊3隊 計9隊を配備)
中	<ul style="list-style-type: none"> 予備車両に参集者を配置するなどして、出場可能隊数の増強を図った。
南	<ul style="list-style-type: none"> 管内の被害状況が確認できるまでの間、非番員を待機させ、警防体制を強化したものの。

資料6

消防団の活動及び運用について

ア	活動があった。	12	消防本部	
イ	検討したが、運用しなかった。	7	消防本部	
ウ	検討しなかった。	10	消防本部	※(複数回答あり)

ブロック	回答	
北	ア	・地震発災から1週間が経過し、未だに地震が続いている状況から市内の異常個所の把握と市民への注意喚起のため、市内一円巡回パトロールを6月26日より約1週間実施し、延べ216名動員したものを。
北	ア	・屋根崩落危険等に伴う、瓦礫等の除去。 ・防災資機材(ブルーシート)等の調達及び付近住民への配布。 ・瓦が崩落した住宅の屋根へのブルーシート張り。 ・管内巡回 等
北	ア	・1団本部、12分団本部、11部に自主参集し、直ちに道路に倒壊したブロック塀や灯籠などの撤去作業や亀裂・陥没した道路での警戒活動を行った。 ・水道管が破裂し断水する可能性があるとの情報があり、消火栓が使用できなくなることを考慮し、河川等へ可搬式ポンプ(常備10機、非常備35機)を配置する準備を行った。
北	ア	・市内14カ所の避難所の状況(人数及び急病人など)確認を実施。 ・踏切の遮断機が下がったままになったため、警察と共に交通整理を実施。 ・市内の東部地区で断水になったため、避難所で給水の補助や交通整理を実施。 ・被害状況確認のため、市内巡回警備を実施。
北	ア	・各分団管内の巡回、屋根瓦が崩落した住居へのブルーシート張り、交通整理等を行いました。
東	ア	・4分団が自主的に屯所へ参集し管理区域内のパトロールを実施し、被害の有無等の確認を実施した。 ※消防団の運用については、地域防災計画及び消防団震災活動マニュアルにより、活動を実施する。(規定はなし)
東	ア	・市内の被害状況の確認及び巡回パトロール。
東	ア	・市内警戒パトロール
東	ア	・非常警備本部、方面本部や分団指揮所等を開設し、参集状況調査や情報収集を実施。 ・管内パトロールを実施。 ・当組合消防隊からの要請により、瓦落下警戒事案に出動。
中	ア	・各消防署に参集し、管内の災害関連情報の収集や可搬式ポンプの使用に備え準備作業を実施した。
中	ア	・管内巡回を行う。
南	ア	・消防団の管轄区域内の被害状況調査
北	イ	・管内に被害がなかったため。
北	イ	・消防職員のみにより、迅速な警戒体制を確立することが出来たため、消防団員の参集は不要と判断。消防団員には、各分団・班詰所及び消防車両の被害状況の確認を依頼し、出動の際は迅速な参集が出来るよう電話連絡を実施した。
北	イ	・消防団が活動する配備体制に至らなかったため。
東	イ	・消防団については、震度5弱以上の地震が発生した場合に自主参集することになっており(震度は4)、本地震で消防団の活動を必要とする被害もなかったため、運用しなかった。なお、大規模災害時における消防団の運用に関する規定については、現在作成中。
中	イ	・施設・機械の異常有無の確認を行うが活動はなし。
南	イ	・団長及び副団長が自主参集したが、市内で大阪府北部地震に起因して発生した災害はなく、参集を解除したものを。
南	イ	・当市では災害毎の配備体制が制定されており、今回市内震度4であった為、配備体制に該当せず実動的な活動は無いが、団本部員との連絡で携帯電話が繋がりにくい状態となり連絡に苦慮した経緯から今後の連絡方法でSNS等を含めた連絡方法を研究中である。
東	ウ	・地震災害時の消防団の運用について取り決めていない。
中	ウ	・被害がなかったため。
中	ウ	・消防団出動に該当する事案が発生しなかったため。
中	ウ	・被害が無かった為。
中	ウ	・地震による被害が無かったため。
中	ウ	・検討なし。要請がなかった。
南	ウ	・参集基準に満たない震度であり、災害事案の発生状況からも検討不要であった。
南	ウ	・本市にあっては震度3であり、特に被害が無かったため。(本市消防団員の自発参集は、震度5弱以上)
南	ウ	・管内において、大阪府北部地震に起因して発生した災害が皆無であったため。
南	ウ	・管内で災害がなかったため。

資料 7

広域消防相互応援の要請について

ア 検討した。 5 消防本部
 イ 検討しなかった。 22 消防本部

ブロック	回答	
北	ア	・119入電件数及び国立循環器病研究センターからの転院要請事案により救急車の手配が追い付かず、近隣市への応援要請を検討するが、近隣市の災害対応状況等にもより結果的に応援は有せず、情報提供のみとなった。
北	ア	・情報提供を実施したが、時間の経過とともに自市のみで完結可能との判断となった。
北	ア	・火災及び家屋倒壊、土砂崩落などの事案の発生がなく、医療機関についてもほぼ受け入れが可能であると早期に判明したため、応援要請は行わなかった。 また、救急については、比較的軽症者が多く通報時にトリアージを実施したため、本市救急隊で対応可能と判断した。 ・他市も被害を受けていると推測した。
東	ア	・災害発生状況等を確認後、応援要請について検討したが、本消防組合の消防力及び消防団にて対応可能と判断した為。
大阪市	ア	・火災当初、応援要請を念頭において災害状況の把握に努めたが、大規模な災害等が発生しなかったため、大阪市への応援要請は必要ないと判断した。 ・参集者により予備車を運用し部隊増強を図れたため、高槻市消防本部、吹田市消防本部、枚方寝屋川消防組合消防本部に対し、応援の必要がないか電話で確認。応援出動への備えも含めて、市内南方面の消防署の消防隊を北方面の消防署へ移動配備した。 ・高槻市消防本部の管内の被害状況について、電話連絡だけでは状況把握ができなかったため、情報収集連絡員を派遣した。
北	イ	・被害規模と事故件数の状況から本市のみで対応可能であったため。
北	イ	・災害対応や現場到着が困難な事案がなかったため。
北	イ	・今回の地震では、府下全域に被害があったことを考慮し、応援要請は検討しませんでした。
北	イ	・本町消防本部のみで対応可能であったため。
北	イ	・府下広域災害応援マニュアルに基づき、近隣応援体制・ブロック応援体制・府下広域(限定)応援体制・府下広域応援体制等、応援体制を念頭に本市の災害発生状況・規模に対しての本市組織力の把握に努めた。結果、複数火災や長期間にわたる多数隊が必要な災害事案等、本市組織力だけでは対応できない災害が発生しなかったことにより、検討まで至らなかった。
中	イ	・被害がなかったため。
中	イ	・応援要請を必要とする事案の発生がなかったため。
中	イ	・被害が無かった為。
中	イ	・地震による被害が無かったため。
中	イ	・被害なしの為。
東	イ	・市内において、大規模災害の発生が認められなかったため。
東	イ	・管内に設置されている2基の高所カメラ及び消防隊等による巡回で被害が確認できず、緊急通報も平時と同程度であったため。
東	イ	・応援要請を必要とするほどの被害が発生しなかった。
東	イ	・本消防組合管内の被害は少なく、対応できると考えていたため。
東	イ	・要請が必要となる災害が発生しなかったため。
南	イ	・震源地から遠距離であり、管内において該当する事案発生が無かったため。
南	イ	・管内において、大阪府北部地震に起因して発生した災害が皆無であったため。
南	イ	・災害事案の発生状況から、当局管内においては、当局の消防隊のみで対応可能であったため。
南	イ	・管内に被害がなかったため。
南	イ	・大阪府北部地震に起因して発生した災害がなかったため。
南	イ	・貝塚市内にて被害報告が無かったため。
南	イ	・災害の発生がなかったため。

資料 8

今回の地震への対応にあたり、反省点や見えた課題など

ブロック	回答
北	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤通学時間と重なったこともあり、エレベーター閉じ込めによる救助要請が多数あり、エレベーターキーの保有や知識・技術を培った職員が救助隊だけであることとエレベーター会社の人員不足があり、救助隊が全ての事案に対応できず、救助に時間を要するなど対応を苦慮した。このことによりエレベーター協会との大規模地震時の連携強化・対応策を検討する必要性を感じた。 ・鉄道も一定震度で、到着駅途中の軌道敷で停止することにより、乗客の閉じ込め事案が発生した。関係機関と更なる連携強化、閉じ込められている国民に対しての安全・確実・迅速的な救出方法を検討する必要性を感じた。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務中や特に勤務外の職員に対する安否確認方法について ・発生直後の勤務員の安全管理を意識した初動対応について
北	<ul style="list-style-type: none"> ・本市非常召集体制(3号配備)により全職員が自動参集となるが、参集者の正確な数及び配置等に時間を要したため、今後の人員報告方法等の検討・改善が必要である。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有が一部不十分であった。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・管内において短時間の間にエレベーター内における閉じ込め事案が6件発生し、保有するエレベーターの鍵が1セットしかなく、対応に苦慮した。現在、各署所の主力車両にエレベーターの鍵を積載できるよう、エレベーター会社と調整中である。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震ではエレベーター閉じ込め事案が多く、エレベーターキーの不足により待機を余儀なくされた事案が多くありました。また災害優先電話の不足により病院連絡が困難であったことから、資機材及び通信体制の充実強化が重大な課題であると考えております。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震であったが、発災後の119番入電は4件であり、地震関連の救急は1件であった。「地震災害時の緊急初動体制実施計画」を定めており、随時検討し今後の対応にあたりたいと考えています。
北	<ul style="list-style-type: none"> ・119番受付時の緊急度の判定基準の策定が必要。 ・駆けつけ事案については、指令室に連絡をせず出動した事案もあり、当該活動についての連絡が取れなかった。 ・地震発生直後から、市内の医療機関との電話回線での連絡が取れない時間があり、受け入れ態勢の把握に時間を要した(受入れの了承を得ず搬送)。今回は市内医療機関に職員を配置し、ラインアプリを使用して病院の受入れ態勢の確認ができたが、今回の地震を踏まえ、病院との連絡体制の強化が必要である。また大災害による多数傷病者発生時には、病院側の受入れについて、通常体制から多数の傷病者を受け入れできるように、受入れモードを切替えてもらう必要がある。 ・エレベーター閉じ込め事案が多数発生したため、メーカーと対応の検討が必要。 ・現場活動中の隊員に対し被害情報の提供が多数重なる状況があり、指令室への情報提供が難しかった、また活動の支障にもなった。 ・今回、京都府及び大阪府の基幹病院からDMAT等の派遣の問合せがあり、活動現場への派遣は必要ない旨の回答をしたが、医療機関等への派遣についても考慮する必要があった。 ・緊急消防援助隊として、京都府及び兵庫県のヘリが上空から情報収集を行い、総務省消防庁に情報提供をしたと聞いているが、収集した被害状況について早期に被災地の消防本部等へ映像の提供が可能ではなかったか。 ・発災後、余震が続き数日間の警戒態勢を敷いたこともあり、隊員の休憩時間の取り方など労務管理の必要性を感じた。また、日常業務を含めた業務を継続するための人員の配置についても事前に決めておく必要がある。 ・職員の、家族等の被災状況を確認することについて一定時間を取るなど配慮が必要である。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震については、7時58分に発生しており、発災時点の勤務職員に加えて既に当日9時からの当務職員の多くが職場に向かっている状況であり、災害対応に係る人員確保は、比較的有利な状況にあったと思われます。当本部に非常召集基準を策定しておりますが、発災の時間帯によっては複雑な部分があり統制が必要なことが判明しました。また応援派遣については、緊急消防援助隊としての派遣もあり一定の経験を積んでいますが、被災地となり受援者側となった場合の活動が未経験である為、受援計画の確認と、市の災害対策本部との連携などが今後の課題であると思えます。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の医療機関に対して、傷病者の受入れ状況等の確認の連絡を行ったが、不通であり連絡が取れなかった。対応策としては、現在検討中である。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者登庁順の資格状況(隊長、機関、救命士等)により、増強車両の配置作成に時間を要した。 ・通勤時間帯と重なったため、電車が止まり、参集にかなりの時間を要したので、公共交通機関が使用できない場合の対策を講じる必要がある。 課題(検討) ・長期災害対応に備えた、食料・水分等の備蓄・管理について。 ・大地震の発生を視野に入れ、停電によるPC等のシステム使用不可時の対策として、活動内容を紙ベースで保管しておく。 ・勤務交代間際の発災であったため、参集職員の交代等について。 ・府下等からの応援要請があった場合の、すばやい対応について。 ・市役所との情報共有及び職員間の周知徹底について。 ・参集連絡の際、携帯電話の一部が不通となった。

東	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市消防局ヘリ及び兵庫県防災ヘリが緊急消防援助隊(迅速出動)として、当組合管内の上空から情報収集を実施していたが、飛来している事実を知らなかった為、情報を得ることができなかった。今後は消防応援活動調整本部等を通じて航空隊の出動状況を把握すると共に、ヘリからの情報(ヘリテレ映像等)についても積極的に入手したい。 ・地震発生時の情報収集体制については、本消防組合の震災対応マニュアル等に規程されているが、体制を構築するまでに時間を要した。 ・今回は7時58分という毎日勤務員及び当務員が出勤途上の時間帯での発生であったことから、比較的早い段階で参集体制が確立できた。今後は土日、祝日又は夜間での発生を視野に入れた参集体制についても再度検討する必要がある。
東	<ul style="list-style-type: none"> ・若干、配備指令の認識不足があった。
中	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の地震では職員参集が速やかに行われ、体制の整備に時間を要することはなかったが、発生状況によっては迅速な参集が厳しい場合も想定されるため、少人数での初動体制確立に向けた、さらなる研究が必要とされる。
中	<ul style="list-style-type: none"> ・電話回線網が正常に機能しない場合の医療機関への連絡方法について。
南	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時、公共交通機関利用者に対して、マイカー通勤するように指示したが、数名、電車遅延に至る。今後の課題としては、震度4以上の地震が発生した場合、公共交通機関利用者は各自、運行状況を把握し、本部との連絡を密にし、連携を強化する必要がある
南	<ul style="list-style-type: none"> ・直接の被害が発生しておらずとも、同一都道府県内など近隣地域での災害発生時には、通信障害による医療機関連絡上の不具合が生じることを再確認した。当組合としては、全救急隊の携帯電話を災害時優先電話に設定するとともに、災害の規模やその形態によっては携帯通話網が全て使用できなくなることも想定し、救急隊からの無線を介した通信指令員による医療機関選定のための本部救急担当者の指令センターへの配置や、主要な医療機関への消防からの救急リエゾン派遣なども選択肢として考慮する必要があることを再認識したところであるが、これらについては医療機関との間でコンセンサスを得る必要があり、また管外搬送をも想定すると一の医療機関での調整には限界があると考えられるため、都道府県レベルでの検討も必要かと感じている。